

武帝の財政增收政策と郡・國・縣

紙 屋 正 和

は し が き

一 財政增收政策の擔當官署

二 中央直屬の官署と郡・國・縣

三 財政增收政策と郡・國・縣の體質

む す び

は し が き

武帝が積極的にすすめた外征・大土木工事、武帝自身の奢侈などのために、財政とりわけ國家財政は困窮してきた。そのため武帝期には各種の財政增收政策がとられることになる。他方、舊來は前漢初期から郡・國およびその守・相が地方行政の中心に位置していたと理解されてきたが、筆者がすでに明らかにしたように、實際には前漢前半期の郡・國とその守・相はかなり廣範な事項をつかさどることになってはいたものの、具體的⁽¹⁾な地方行政に關與することはあまりなく、それはむしろ縣を中心として行なわれており、武帝中期以降になって郡・國とその守・相が支配權を強化して、地方行政の中心的位置をしめるようになったのであった。かくて郡・國とその守・相が支配權を強化してくる時期は財政增收政策がとられた時期とほぼ一致することになる。かかる外面的事實だけをみると、これら二つのことがらの間には一定の因果關係

があつたことが想定されてくるが、實際にはどうであらうか。この問題に關しては、管見のかぎり、鹽鐵專賣の運営を明らかにする中でかつて影山剛氏と山田勝芳氏が、鹽鐵の運搬・販賣は(郡・)縣に依存していたとのべ、山田氏はさらに財政増收政策が地方官府の機構の充實をもたらしたとつけくわえ、一方、地方行政制度を明らかにする過程で安作璋・熊鐵基兩氏が、郡・國・縣が財政増收政策の運営に影響をおよぼすことがありえたことを示唆した程度であつて、從來正面からとりあげられることはなかつた。しかし武帝中期以降に地方行政の中心が縣から郡・國へかわることが明らかになつた現在、鹽鐵專賣をふくむ主要な財政増收政策と郡・國および縣との關係をあらためて考察する必要が生じてきたといえる。この考察抜きにしては、郡・國とその守・相の支配權強化が何を契機としたのかという理解をあやまる恐れがあると思うからである。本稿はこうした觀點になつて、武帝の財政増收政策と郡・國・縣との關係を検討し、その過程で武帝中期以降、前漢末までの郡・國の存在形態をいくつかの側面から考察しようとするものである。

一 財政増收政策の擔當官署

武帝期に採用された財政増收政策としては、新税の創設と増税、賣爵、賣官、贖罪、貨幣の改鑄、告緡、公田の經營、鹽鐵專賣、均輸・平準、權酤などがあげられる。これらと郡・國・縣との關係をみるためには、まずこれらの中心的擔當官署が何であつたのかということを検討する必要がある。財政増收政策の一部についてはすでに擔當官署が研究されているが、これまで考察されたことのないものもある。またすでに研究されたものについても、あらためて検討をくわえるべきことがある。本節では先學の研究を参照しつつ、主要な財政増收政策の擔當官署を可能なかぎり明らかにしていく。

新税・増税としては、元光六年(前一二九)の車算の新設、元狩四年(前一一九)の緡錢令(算車船と算緡錢の規程)の制定があり、そのほかに年代不明のものとして算馬牛羊の新設、口錢の増額があげられる。⁽⁴⁾以上のうち車算・算車船・算緡錢・算馬牛羊は前漢初以來の算訾の、口錢は算賦の延長線上にそれぞれ位置づけられるから、縣とその出先機關である郷

とが徴收にあたり、武帝中期以降そこに郡・國が介入してくるのであり、全體として郡縣體制を通じて徴收されていたといえる。⁽⁵⁾

賣爵は文帝期に鼂錯の上言にもとづいて、民に粟を邊境へ納入させて第二級の上造から第一八級の大庶長までの爵を賜與し、景帝が賣爵令を修めた『漢書』卷二四食貨志上。以下、食貨志上と略す。というように、景帝期以前にも行なわれていた。武帝期では元朔六年（前一二三）に武功爵をうりだして三十餘萬金をえた（『史記』卷三〇平準書。以下、平準書と略す）ことが有名であるが、卜式が財物を縣官にいて第一〇級の左庶長を賜與された（『漢書』卷五八本傳）のも賣爵の一例とみなしうる。その後、成帝鴻嘉三年（前一八）に吏民に爵一級を千錢でかわせ、永始二年（前一五）には穀物を縣官にいたる者に第九級の五大夫から第一四級の右更までを賜與している（『漢書』卷一〇成帝紀）。以上のうち元朔六年の武功爵以外はすべて二十等爵の賣爵であるが、それを管掌した官署はどこであろうか。鼂錯の上言にもとづく賣爵の場合、粟の納入先を指示するのは、左丞相陳平が文帝に「（天下の）錢穀を問はば治粟内史を責めよ」とのべた（『史記』卷五六陳丞相世家）治粟内史をおいてはかになく、納粟自體は納粟者の責任で行なわれているから、地方官府としては、邊境の郡・縣が粟の受納事務にあたり、納粟者が居住する郡・國・縣では、縣が爵の賜與事務を擔當した程度であろう。しかも財物を納入した卜式が第一〇級の左庶長を賜與されたのが故郷の河南郡ではなく京師においてであったことを考慮するとき、縣が擔當したのは第八級の公乘以下（民爵）の賜與事務であり、第九級の五大夫以上（官爵）は中央官府が直接賜與したとみるべきである。景帝期および鴻嘉三年の賣爵も縣の關與は同様の範圍内に限定されたのであろう。永始二年の賣爵は第九級の五大夫以上が對象であるから、中央官府の擔當とみてよい。他方、元朔六年の武功爵は大農府の藏錢減少のために特別に設けられたものであるから、爵の賜與をふくむすべての業務を中央官府が擔當し、郡・國・縣は關係しなかったと考えられる。

賣官としては、元光年間（前三四〜前二九）の入物補官、元朔元年（前二八）の入羊爲郎、元鼎二年（前一二五）の入穀補官、同三年の入財補郎があり（以上、平準書）、成帝永始二年には穀物を縣官に納入した者が爵を賜與されたほか、三

百石の官や郎に補された(『漢書』成帝紀)。以上の事例で官職をかった者がまず補任された官は郎もしくは三百石の官であり、これらの官の補任権は郡・國の守・相や縣の令・長にはないから、賣官を中央官府が管掌していたことは明らかである。

贖罪はまず景帝が賣爵とともに、ついで武帝が元光年間に入物補官と、元朔六年に賣爵(武功爵)とともに行ない(以上、平準書)、天漢四年(前九七)には五十萬錢納入した死刑囚の死一等を減じている(『漢書』卷六武帝紀)。そのほか元帝期の御史大夫貢禹の上言(『漢書』卷七二本傳)によれば、初元五年(前四四)前後にも贖罪が行なわれていたらしい。景帝・武帝期の贖罪が賣爵・賣官と同時に行なわれていること、『漢書』卷七八蕭望之傳をみると、結局實施されなかったのであるが、宣帝神爵元年(前六二)に京兆尹張敞が、隴西以北、安定以西の八郡で來春の食糧不足が豫測されるとして「願はくは諸の臯有りて、盜かに財を受け人を殺し及び法を犯して赦すを得ざるに非ざる者をして、皆差を以て穀を此の八郡に入れて罪を贖ふを得しめん」と提言しており、ここの穀物の納入・受納の形態が鼂錯の上言にもとづく賣爵と類似していることをあわせ考えれば、贖罪も中央官府が擔當したといえよう。

貨幣鑄造についてみると、元狩四年以前に縣が四銖錢・三銖錢などを、同五年(前一一八)から元鼎四年(前一二三)まで郡・國が五銖錢を、それぞれ少府・水衡都尉とともに鑄造した。しかし地方官府が鑄造したこれらの貨幣はいずれも名目價值と實質價值とが一致する貨幣であり、鑄錢による利益を大きくのぞみうるものではない。それに對して、武帝は名目價值に實質價值がともなわない貨幣をつくり、財政增收をはかっている。元狩四年から元鼎二年まで通行した白金錢と皮幣、元狩・元鼎の交(前一一七・前一二六)から元鼎四年まで鑄行した赤側錢がそれである。これらはすべて中央の少府・水衡都尉が鑄造していた。⁽⁷⁾

告緡は元狩四年の緡錢令で規定され、同六年(前一一七)と元鼎三年(前一一四)に全國的に適用されて、⁽⁸⁾國家は多くの財物・奴婢とともに、大縣では數百頃、小縣でも百餘頃にのぼる田をえている(平準書)。この告緡を管掌した楊可の官名

は不明であるが、平準書に

乃ち御史・廷尉正監を分遣し、曹を分ち往かしめ、即ち郡國の緡錢を治めしむ。

とあり、『漢書』卷九〇義縱傳には

多に至りて、楊可、方に告緡を受く。(右内史)縦、此れ民を亂ると以爲ひ、吏を部して其の可の使と爲る者を捕へしむ。

とあつて、御史・廷尉正・監が告緡をおさめ、右内史義縱はそれを阻害しているから、郡・國以下が告緡に關與していなかったことは明らかである。

公田は前漢初以前から存在したが、財政上重要な意味をもってくるのは前記の告緡によって沒收された田が公田とされてからである。これらの公田は水衡都尉・少府・大農(大司農)・太僕におかれた農官が經營している(平準書)。公田からの假稅徵收のための官としては稻田使者が知られているが、そのほかに、平準書の元封元年(前一二〇)の記事に

他の郡は各々急なる處に輸し、而して諸農は各々粟を山東より致す。漕、益して歲ごとに六百萬石。一歲の中、太

倉・甘泉倉滿つ。

とあるから、諸農すなわち農官自體も假稅徵收にあたっていたと推測され、そこに郡・國・縣が介入することはなく、地方としては郡・國の軍隊が穀物の輸送にあたつた程度であらう。⁽⁹⁾

なお最近、重近啓樹氏は、睡虎地秦墓竹簡の中の、縣の田疇夫の管理下にある田牛の飼育・使用に關する廐苑律(八〇・八二簡 三〇~三一頁)⁽¹⁰⁾、作物ごとに一畝あたりの播種量を規定した倉律(一〇五・一〇六簡 四三頁)、田を耕作する隸臣妾に

對する食糧支給額を規定した倉律(一八簡 四九頁)などを根據として、秦時代には縣が經營する縣公田が存在し、郡公田もしだいに設置されていった。そしてかかる郡縣公田は漢時代にもひきつがれ、『漢書』卷九元帝紀初元元年(前四八)三月の條に

三輔・太常・郡國の公田及び苑の省く可き者を以て、貧民を振業す。

とある公田は「三輔、太常、郡國と、その管轄下の屬縣の管理經營下にある公田である」とのべている。⁽¹¹⁾これは事實であろうか。重近氏があげた根據のうち、秦の廐苑律を古賀登氏は阡陌制下で「公の耕牛を里ごとに貸し付け」るさいの規定とみている。⁽¹²⁾倉律二箇條がかりに公田に關するものであったとしても、當時の縣の倉穀の出入は中央の管轄下におかれており、その公田が中央直屬の公田であった可能性ものこる。秦時代の(郡)縣公田の存在についてはいますこし慎重な検討を要すると思う。つぎに『漢書』元帝紀の「三輔・太常・郡國公田」を三輔・太常・郡・國が管理經營する公田と解釋しうるのであるか。『漢書』卷一九・百官公卿表上(以下、百官公卿表上と略す)の治粟内史(大司農)の條に「郡國の諸倉・農監・都水六十五官長丞、皆焉に屬す」とあるが、ここの「郡國」は諸官府の所屬をしめすのではなく、所在地をしめすものである。元帝紀の「三輔・太常・郡國」も同様ではなからうか。また右の公田が郡・國などの管理經營下にあったとすれば、苑も同様に理解しなければならないが、苑は皇帝の離宮・遊園・狩獵場・動物園・植物園であつたから、苑が一般に郡・國などの管理經營下におかれていたとは考えがたい。現に邊郡の六牧師苑は太僕に直屬していた(百官公卿表上)。河南郡の中牟苑『漢書』昭帝紀)等も中央直屬であらう。かくて元帝紀の「公田」は中央直屬のものであり、郡縣公田の存在をしめす根據にはなりえないと思う。そのほか嚴耕望氏は『漢書』卷六五東方朔傳に、上林苑をつくるにあたって又中尉・左右内史に詔し、屬縣の草田を表して、以て鄂・杜の民に償はんと欲す。⁽¹⁵⁾

とある草田を地方公田としているが、これは中尉・左右内史にその屬縣内にある草田の現況を表記させたことをしめすにすぎず、草田の左右内史などへの所屬をしめすのではなからう。漢時代にかぎっていうと、公田は當初中央諸官府に直屬していたが、昭帝期以後、貧民に假與されはじめ、前漢末以降、郡・國管轄の公田が出現するとみるのが妥當であらう。⁽¹⁶⁾

百官公卿表上をみると武帝は邊郡に農都尉をおき、農都尉は『續漢書』志二八・百官志五(以下、續百官志五と略す)によると「屯田殖穀を主と」つていた。前漢の農都尉が大司農に直屬したことはすでに指摘されている。⁽¹⁷⁾

鹽鐵專賣は元狩四年に開始されて各地に專賣を運營する官府がつくられ、鐵を産出しない郡には小鐵官において在所の縣に所屬させ、元封元年（前一〇）には「均輸鹽鐵官」が設置された（以上、平準書）。これまでの研究によると、その具體的運營は、鹽と鐵の生産を鹽鐵官が管理し、均輸（後述）開始後は均輸官が運搬を擔當し、販賣には田土・戸口を把握していた縣があつた⁽²⁰⁾とされており、おおむね首肯すべきものと思われる。ただし、細部にわたると若干附加すべきことがある。その第一は縣も鹽鐵の運搬にあたっていたことである。このことはつとに影山剛氏が『後漢書』傳七賈復列傳に「賈復、字は君文、南陽冠軍の人なり。……王莽の末、縣掾と爲り、鹽を河東に迎ふ」とある事實から指摘していたが、前漢時代の縣が陸運組織をもつことが明らかになった現在、そのことは確實になったといえる。鹽鐵官に近い縣では鹽だけではなく鐵器もみずからの輸送組織によつて運搬していたとみてよからう。第二は縣だけが鐵器を販賣したのではないことである。『鹽鐵論』水旱篇第三六の賢良の「鐵官、器を賣りて售れざれば、或は頗る民に賦與す」という言は、鐵官が民に直接鐵器を販賣することがあつたことをしめしている。さらに最近、影山氏は『史記』卷一二九貨殖列傳に、同列傳執筆當時（鹽鐵專賣開始後）、通邑大都の市で二〇萬錢の利潤をえられる商品の中に鐵器がみえることから、鐵器販賣の一部を民間の商人にまかせることがあり、その商人は鐵官から仕入れていたと指摘した。⁽²³⁾（補註）以上の鹽鐵專賣の具體的運營をみると、そこに縣が關與している。しかしここで問題とすべきは縣が鹽鐵專賣の運營に關與していたという事實ではなく、專賣制が目的とする財政增收の過程で縣はいかなる役割をはたしていたのかということである。これは、國家が從來の鹽鐵價格に一方的に上乘せし專賣利益はどこで收取されたのかという問題におきかえられる。當時の鹽鐵の流通經路は鹽鐵官↓均輸官↓縣↓民というのが一般的であつたから、均輸官が縣にひきわたす段階か、縣が民に販賣する段階で專賣利益が收取されたことも考えられる。しかしその他の流通經路として鹽鐵官↓縣↓民、鐵官↓民、鐵官↓商人↓民という經路があつたことを考慮するとき、鹽鐵官から出荷される段階で專賣利益が收取されるのが基本ではなかったかと推測される。これは、唐時代の第五琦の鹽法で監院が產鹽を收買して吏に出糶させるが、そのとき毎斗百錢を上乘せしてお

り、劉晏の鹽法では出鹽の郷におかれた鹽監が商人に轉賣する段階で鹽利をおさめていることからみて妥當な推測といえよう。そうすると縣は鹽鐵專賣に販賣その他の面で關與していたものの、專賣利益の收取という最も重要な部門には關與しておらず、その意味では縣は補完的役割をはたしていたにすぎないといえる。鹽鐵專賣で最も重要な役割になった鹽鐵官のうち鐵官は百官公卿表上では三輔の屬官としてあらわれるが、三輔の鐵官をふくむ全國の鹽鐵官は鹽鐵丞・水衡都尉・幹官・鐵市を通じて前漢末まで大司農に所屬していたのである。⁽²⁵⁾

均輸は元鼎二年にはじまり、元封元年に全國各地に均輸官がおかれて物資の調達と運搬を全國的に展開するようになり、同じ元封元年、京師に平準がおかれて官需物資の購入と均輸でもたらされた物資の販賣にあたった(平準書など)。そのうち各地におかれた均輸官は百官公卿表上の治粟內史(大司農)の條にみえる均輸令に統轄されたが、そのほか水衡都尉の均輸令、太常・少府の均官長とも關係した。⁽²⁶⁾ 平準は大司農の屬官としてみえる平準令の統轄のもとに、その屬官が具體的業務に従事したのであろう。このように均輸・平準は明らかに中央の統轄下に運営されたのであるが、均輸における物資調達の過程では、『鹽鐵論』本議篇第一の文學の言に「聞者、郡國、或は民をして布絮を作らしめ、吏、恣に留め難じて之と市を爲す」とあるように、「郡國」が一定の役割をはたすこともあった。しかし均輸の場合、ある地域で物資を調達しただけで完結するものではなく、他の地域へ運搬して附加價值をつけたうえで販賣するものである。したがって「郡國」が物資の調達に關與していても、それは均輸の一翼になったにすぎず、財政增收は均輸官によってもたらされたいえる。

榷酤は天漢三年(前九八)にはじまり(『漢書』武帝紀)、始元六年(前八二)に廢止された(『漢書』卷七昭帝紀)。榷酤は大司農の屬官である幹官が統轄し、現場業務を擔當する官署として地方に榷酤官がおかれた。影山氏は、この榷酤官が百官公卿表にみえないことから「中央所屬の官署ではなかった」とのべている。⁽²⁷⁾ しかし榷酤官は短期間で廢止されたこと、百官公卿表上の大司農の條には後漢時代まで存続した鹽鐵官もみえないこと、鹽鐵官が幹官などを通じて明らかに大司農に直

屬していたのに、同じ幹官に統轄される権酤官が郡・國や縣に所屬していたとは考えられないことなどからみて、影山氏の右の説にはしたがいがたい。

漁業に對しては從來海租が課されていたが、宣帝期の御史大夫蕭望之の上奏によると、武帝は一時、漁業を官營にうつしている（食貨志上）。山田勝芳氏は、この官營漁業は均輸の一環として實施され、大農が管轄したとみている。⁽²⁸⁾官營漁業が大農の管理下におかれたことはひとめてよいと思うし、漁獲物のうち商品價值の高いものが均輸によって運搬・販賣された可能性も考慮されるべきである。しかしすべての魚介類が均輸によって流通したのかという點については疑問がこのころ。また官營漁業のために國家がいかなる運營體制を用意したのかという問題ものこされたままである。

以上、武帝の主要な財政増收政策を擔當する官署を個別的にみてきた。その結果、新設された税および増額された税は郡縣體制を通じて徴收されたが、それ以外のものは中央官府自體もしくはそれに直屬する農官・農都尉・鹽鐵官・均輸官・權酤官などの官署が直接運營して財政増收をはかっていたのであり、それぞれの運營過程で縣や「郡國」が介入することがあったとしても、それは補完的役割をはたすにとどまっていたことが確認された。

二 中央直屬の官署と郡・國・縣

財政増收政策の多くが中央官府とそれに直屬する官署とによって運營されていたとしても、中央直屬の官署が地方におかれておれば、郡・國や縣との關係が生じ、その關係を通じて郡・國・縣が財政増收政策の運營に介入してくるという理解がうまれることもありうる。本節ではそうした理解には根據がほとんどないことをのべる。

『漢書』卷七四魏相傳をみると、魏相が河南太守であった昭帝期のこととして

會々丞相車千秋死す。是より先、千秋の子、雒陽武庫令爲り。自ら父を失ひ、而して相の郡を治むること嚴なるを見て、久しくして罪を獲るを恐れ、乃ち自免して去る。

とある。安作璋・熊鐵基兩氏はこれによって、執金吾に直屬していた雒陽武庫令は河南太守の管理をうけていたが、鹽鐵官・均輸官などの中央直屬の官署も同様であったとのべている。⁽²⁹⁾この理解の是非は、雒陽武庫令がはたして執金吾に直屬していたのかという問題に歸すると思う。前漢時代の武庫（令）としては、長安の武庫（『漢書』卷六三辰太子據傳など）、雒陽武庫のほかには上郡庫令（『漢書』成帝紀建始元年の條など）、漁陽庫令・北□庫□・成都庫（『封泥攷略』卷四）、酒泉庫令（一九三〇・三二年居延漢簡の二〇二・六など）⁽³⁰⁾があげられる。嚴耕望氏はこれらのうち雒陽武庫以下のすべてが郡太守に屬したとみているが、陳直氏は長安・雒陽の武庫は中尉（執金吾）に直屬し、他は郡・國に所屬した可能性があると⁽³¹⁾している。上郡庫令以下が郡・國に所屬していたことは、酒泉庫令が行太守事になっていることからみてもほぼ間違いない。それでは長安・雒陽の武庫はどこに所屬していたのであろうか。百官公卿表上の中尉（執金吾）の條に「屬官に中壘・寺互・武庫・都船の四令丞有り」とあるから、中尉に直屬した武庫令は一人だけであり、それはおのずから長安の武庫令であったといえよう。本來内史地區の兵事の長であった中尉に⁽³⁴⁾所屬する武庫は長安のものこそふさわしく、雒陽の武庫は中尉に⁽³²⁾つて管轄外のものにほかならない。したがって雒陽武庫は、「雒陽は武庫・敖倉有り、天下の衝阨、漢國の大都なり」（『史記』卷六〇・三王世家）とあるように漢帝國にとって特殊な存在であっても、魏相傳からうかがえる通り河南太守に所屬していたとみるべきである。かくて雒陽武庫令が河南太守の管理下にあったからといって、鹽鐵官・均輸官なども同様であったとはいえないのである。

大庭脩氏が一九三〇・三一年居延漢簡から復原した元康五年詔書冊によって、詔書の下達ルートが明らかになった。⁽³⁵⁾それによると、夏至の前後五日間は兵事をやめ、政務をやすめという詔書が中央から地方にある諸官署へ下達されていくのであるが、その中に

三月丙午、張掖長史延行大（太）守事、肩水倉長湯兼行丞事、下屬國・農・部都尉・小府・縣官、承書從事、下當用者、如詔書。

（一〇・三三）

とあり、張掖郡府から部都尉・小府・縣とともに屬國都尉・農都尉へその詔書がくだされている。一九三〇・三一年居延漢簡にはそのほかに、張掖太守福³⁶から農都尉・護田校尉へ、官が支給した袍や衣物を成卒・田卒が在地の貧民に高價でうりつけるのをとりしめるようにという布告が傳達された例もある（四・一）。この當時屬國都尉は典屬國に所屬し（百官公卿表上）、農都尉は大司農に所屬していた（前述）。郡・國府はかかる中央直屬の官署に詔書その他を下達・傳達することがあったのである。この事實によって、太守は一郡のすべてを支配していたという理解³⁷もだされている。それでは郡・國と中央直屬の官署との右のような關係は財政增收政策の運営に影響をおよぼしたのであるか。郡・國が財政增收政策の運営に關與したというためには、郡・國府が、中央官府からそれに直屬する官署への業務命令や中央直屬の官署から中央官府への上計簿などの内容に干渉し、またその考課にも關與したことが證明される必要がある。ここで、右記の郡府からの下達・傳達事項の内容をみると、それは日常的な命令あるいは郡内にある諸機關一般に關聯する布告であり、農都尉などの業務に關するものではないことが注目される。上計簿はどうであらうか。『漢書』卷五八兒寬傳をみると、武帝期の廷尉には北地郡に直屬の牧苑があったらしく、張湯の廷尉在任中のこととして

（兒寬）除されて從史と爲り、北地に之きて畜を視ること數年。還りて府に至り、畜簿を上す。

とあり、廷尉從史兒寬が廷尉府へ直接畜簿を上呈している。この畜簿は上計簿に相當するものとみてよからう。こうした事實をみると、中央官府からの業務命令や中央直屬の官署からの上計簿は、それぞれの屬吏または郵送によって直接もたらされ、郡・國府はそこに介入していなかったと考えられる。考課についても、『漢書』卷一〇〇敘傳上に、元帝期のこととして

（班況）功勞を積み、上河農都尉に至る。大司農、課を奏するに連に最たり。

とあり、大司農が上河農都尉の考課を直接行ない、そこに郡府は介在していない。かくて郡・國が中央直屬の官署へ詔書その他を下達・傳達していたとしても、それは郡・國が財政增收政策の運営に關與したことにつながるとはいえないであ

ろう。

續百官志五の州郡の條の本注によると、後漢時代、郡・國に所屬するようになった鹽官・鐵官・工官・都水官について在所の諸縣、均しく吏を差して更之に給す。吏を置くこと事に隨ひ、縣の員に具へず。

とある。安作璋・熊鐵基兩氏は、在所の諸縣が鹽鐵官などに小吏を給するのは前漢の舊制を踏襲したものであるとのべている。⁽³⁸⁾これが事實であれば、前漢の中央直屬の官署による財政增收政策の運営に縣が人事面から介入することもありえたといえよう。現實にはどうであつたのであろうか。このことを考えるにあたっては、後漢では鹽鐵官などは郡・國に所屬していたが、前漢では中央に直屬していたという事實をあらためて確認しておく必要がある。また前漢に關する記事に、縣が中央直屬の官署へ百石クラスの小吏を派遣したことを明示するものはない。さらに『三輔黃圖』卷四苑囿の三十六苑の條に

漢儀注、太僕の牧師諸苑三十六所。北邊西邊に分布す。郎を以て苑監官と爲す。奴婢三萬人、馬三十萬匹を養ふ。⁽³⁹⁾

とあり、太僕直屬の牧苑の場合、郎が苑監官になることと奴婢三萬人がいたことがみえる。この奴婢は、平準書の告緡の記事について「其の没入せる奴婢は、諸苑に分ちて狗馬禽獸を養はしめ、及び諸官に與ふ」とあるから、中央が配置したものである。このように中央直屬の官署の場合、奴婢ですら中央が配置したのであるが、小吏はどうであらうか。平準書によると、元狩四年に鹽鐵丞孔僅・東郭咸陽は鹽鐵專賣のために各地に官府をつくり、元封元年には大農部丞數十人が各地に「均輸鹽鐵官」をおいている。ここで官府をつくり、「均輸鹽鐵官」をおいたというのは、單に當該官署を設置したというにとどまらず、人事を行なったこともふくまれている。その具體的様相をみると、平準書に元狩四年のこととして「故の鹽鐵家の富める者を除して吏と爲す。吏道益々雜にして選ばず。而して賈人多し」とある。このさいもとの鹽鐵業者が就任した官は鹽鐵官の令・長・丞だけではなく、小吏をふくんでいたと理解すべきであらう。また廷尉直屬の牧苑の場合であるが、廷尉張湯は從史（百石クラス）の兒寬を北地郡の牧苑に派遣している（前述）。以上をあわせ考えると、前

漢では中央直屬の官署の小吏の人事権は中央サイドにあり、創設期には鹽鐵丞や大農部丞などが任用にあたったが、官署成立後は兎寛のように中央官府から派遣されるか、各官署の令・長が現地で任用したのである。もちろん各官署の令・長が現地で任用するさい、現實に民を把握している郡・國・縣に照會したことは充分に考えられる。しかしこのことと縣が小吏を派遣することとを混同すべきではない。

以上のべたところから、財政增收政策運営のために地方におかれた中央直屬の官署に郡・國・縣が業務の面で介入してくると理解する根據はほばなくなったといえよう。

二節にわたって、新税・増税をのぞく武帝の財政增收政策はその運営を中央官府とそれに直屬する官署とが直接擔當していたのであって、郡・國や縣はそこでは補完的役割をはたしたにすぎず、また郡・國・縣が中央直屬の官署による財政增收政策の運営に介入することもほとんどなかったことをみてきた。いうまでもなく郡・國・縣は財政增收政策に對する違反者の摘發や、財政增收政策以後増大する社會不安の中でおこった盜賊の平定といった警察機能をはたしており、このこと自體は前漢後半期の郡・國・縣の重要な任務となるのであるが、財政增收という面にかぎつていうと、これも補完的役割にすぎない。周知の通り武帝期には財政規模が膨脹し、國家機構も擴大したのであるが、膨脹した財政はほとんど中央官府とそれに直屬する官署とで處理され、擴大した國家機構も多くはそこで消化されたといえよう。郡・國・縣も、補完的役割とはいえ財政增收政策に關係したのであるから、たとえば武帝初年以前に未分化の狀況にあった郡・國府の屬吏組織が武帝中期以降分化してくるというように、郡・國府や縣廷の組織も若干は充實してきたが、武帝期に飛躍的に擴大・充實したという事實はないようである。⁽⁴⁰⁾ もちろんかかる組織だけでは右にみた警察機能を十全に遂行することはできない。不足の分は、宣帝期の京兆尹趙廣漢が縣吏をひきいて犯人を逮捕した『漢書』卷七十六本傳) ように、郡・國府とそれに屬する縣廷とが協力したり、武帝期の定襄太守義縱が郡内の猾民を吏の耳目とし『漢書』本傳)、哀帝期の諫大夫鮑宣が「部落に鼓鳴りて、男女(盜賊を)遮^{せりやう}遮^{せりやう}す」とのべている『漢書』卷七十二本傳) ように、民間人を動員したりしておぎ

なっていたのであろう。

三 財政増收政策と郡・國・縣の體質

ここにいたって新たな問題が生じてくる。その第一は、郡・國・縣はなぜ財政増收政策の中心的擔當官署として位置づけられなかったのかということ、第二は、郡・國・縣が財政増收政策に補完的役割しかはたしていなかったとすれば、武帝中期以降における郡・國およびその守・相の支配權強化は財政増收政策とは何の關係もなかったのかということである。本節ではこうした問題をとりあげる。

まず、郡・國・縣が財政増收政策の中心的擔當官署として位置づけられなかった背景をみていこう。第一の背景として考えられることは、武帝期の財政事情が穀物・貨財の能率的な中央への集積を要請していたということである。武帝期に財政困窮をもたらした大きな要因として積極的な外征と武帝の奢侈とがある。後者が貨財の中央への集積を要請することは多言を要しないであろう。武帝が積極的な外征にふみきる前には、匈奴と境を接する北邊の郡が防衛にあたるのが第一義的であった。ところが武帝は匈奴・兩越・西南夷・朝鮮への遠征をはじめにあたって、帝國が保有するあらゆる戦力を中央に集中し、それを戦線に投入している。⁽⁴¹⁾ もちろん現實の出征にあたっては、その出撃基地となる特定の地方に軍事實・軍需物資を調達させているが、それ以上に中央への軍糧・貨財の集積が要請されたことは、遠征の準備、遠征後の賞賜のために中央の財政が困窮したことが平準書・食貨志にくりかえし記されていることからうかがえる。こうした中央への集積を能率的かつ確實に達成するには、郡縣體制に依據するよりも、中央官府およびそれに直屬する官署に直接擔當させた方がよいことはあらためていうまでもない。⁽⁴²⁾

第二の背景は、武帝期の縣が財政増收政策を中心となって擔當する能力をもちあわせていなかったと考えられることである。當時の地方官府の中では、前漢初以來具體的治民にあまり關與しておらず、組織的にも不充分的な郡・國よりも、す

でに具體的治民を擔當し、組織もやや充實していた縣の方が財政增收政策の擔當官署としてはふさわしかったといえる。⁽⁴³⁾しかし縣の場合、前漢初以來、日常的任務はその職掌を一應はたしていたが、それをこえる任務についてはその必要性を理解して積極的に遂行することが少ないという體質があつた。たとえば文帝・景帝は民間における階層の分化とそれにもとづく農業就業者の減少、對匈奴防衛の必要、諸侯王の反亂の恐れといったすぐれて政治的・社會的要請から勸農の詔を頻發したが、縣はそれにこたえていないのである。⁽⁴⁴⁾その一因として、縣政の中心となるべき長吏(令・長・丞・尉)が武帝初年以前には郡・縣の小吏から功次だけによって昇進してくるようになっており、その意味では中央との關係が淺く、中央の政策意圖をあまり理解しえなかつたことがあげられる。武帝期になると、察舉・任子などによって二百石の關門をこえて郎官などをつとめ、中央の政策意圖をある程度理解しうる縣の長吏も出現してくるが、功次だけによって昇進してくる縣の長吏も武帝末年まで存在した。⁽⁴⁵⁾武帝期は縣の長吏の任用形態の移行期にあたるのであるが、財政增收政策が矢繼ぎ早にだされた元狩・元鼎年間以前は、時期的にみて功次だけで昇進してきた縣の長吏の方がむしろ多數をしめていたと推測される。かくて中央の政策意圖を充分に理解しえないという文帝・景帝期の縣の長吏の體質は依然ひきつづいていたといえよう。『史記』卷一二〇汲黯列傳には元狩二年(前一二)のこととして「匈奴の渾邪王、衆を率ゐて來降す。……縣官に錢無く、民従り馬を貰^{かわけ}す。民或は馬を匿して馬具はらず。上、怒りて長安令を斬らんと欲す」とある。この長安令がいかなる經歷をもつ者かわからないが、縣令が國家の意圖を理解して積極的に任務を遂行しようとしなかった一例とみなすことができる。こうした縣に財政增收政策を擔當させようとしても、十分な成果は期待できないであろう。昭帝期以降になると、右のような縣の長吏の任用形態にともなう縣の體質は止揚されたと思うが、その段階では財政增收政策の運營機構はすでに確立しており、縣がそれにとってかわる餘地はなかった。また縣には、つぎにのべるように「中央を媒介することなしに、横に直結する構造と性格」をもたないという限界が前漢を通じてつきまといつていたこともわすれてはならない。

第三の背景として、本来一定の地域を支配するために設置された郡・國およびその守・相は、個別に中央と直結しており、任務を通じて相互に横の連攜をもつことが少ないという體質をもち、本質的に財政増収政策になじまなかったことがあげられる。影山剛氏は、鹽や鐵の「流通販賣部門を主として擔當した……縣以下の地方行政諸官署」について、「特に當初においては……中央集權的專制的官僚機構は、地方相互における財貨の直接的流通、鹽鐵の產地から消費地帯への繼續的運輸業務のような、地方と地方を、中央を媒介することなしに、横に直結する構造と性格を本來的なものとせず、そのような業務になじまない」という限界が存在したと指摘した。⁽⁴⁶⁾筆者も基本的には影山氏の視角を繼承するのであるが、細部にわたると若干の問題がある。鹽鐵專賣の運營への縣の關與が「主として擔當した」といえるものでないことは第一節でみた。また右のような限界は「縣以下の地方行政諸官署」だけではなく郡・國とその守・相にもあり、しかもそれは「當初」にかぎられていたのではなく前漢を通じて存在したといわざるをえない。ことは武帝中期以降の郡・國のあり方にもかかわってくるので、以下、郡・國とその守・相が前漢を通じて相互に横の連攜をもつことが少なかったことをいくつかの側面から考察する。このことが明らかになれば、武帝中期以降、郡・國およびその守・相との間に有機的關係を生じ、郡・國の屬官と化してくる縣が⁽⁴⁷⁾前漢を通じて同様な限界をもつことはおのずから了解されるであろう。

まず治安維持、とくに警察面からみていこう。武帝期以降の記事をみると、宣帝期の京兆尹趙廣漢は郡中の盜賊の發生をいち早く察知して逮捕していたが、犯人が左馮翊・右扶風へにげると「吾が治を亂す者は常に二輔なり。誠に廣漢をして之を兼ね治むるを得しめば、直ちに差や易きのみ」と慨歎し『漢書』本傳、元帝期の安定太守王尊の威が郡中に震うと「盜賊、分散して傍郡の界に入る」とあり『漢書』卷七六本傳、成帝期、薛宣が左馮翊のとき、「頻陽縣の北は上郡・西河に當り、數郡の湊爲りて、盜賊多し」とある『漢書』卷八三本傳）ように、有能な太守のいる郡の盜賊が傍郡へ逃亡したり、⁽⁴⁸⁾複數の郡が輻湊する地域に盜賊があつまるといった現象が生じている。これは、當時、郡・國をこえた廣域捜査が行なわれていなかったこと、換言すれば複數の郡・國が協力して警察權を執行することがほとんどなかったことの結果で

あると考えられる。もちろん他郡・國へ逃亡した犯人のすべてがにげおおせたわけではない。武帝期の河内太守王溫舒は自郡から旁郡へ逃亡した犯人をみずから追求し、『漢書』卷九〇本傳、哀帝期の潁川太守何並は它郡へにげた郡掾鍾威や輕俠趙季・李歙の逮捕のために武吏を派遣して逮捕・格殺させている、『漢書』卷七七本傳。しかしこれらも他郡・國との協力のもとに行なわれたのではなく、みずからの責任においてなされているのである。警察權の執行にさいして複数の郡・國が協力することがあったのかという點に關聯して、一九三〇・三一年居延漢簡には

二月癸酉、河南都尉忠、丞、下郡大(太)守・諸侯相、承書從事、下當用者。實字子功、年五十六、大狀、黑色、臬須。建昭二年八月庚辰亡、過客居長安當利里者、雒陽上商里范義。壬午、實買所乘車馬、更乘驛牝馬、白蜀車、驂布併塗載布

(一五七・二四A)

とあり、何かの罪を犯した實という人物を河南都尉が全國の郡・國に指名手配しているから、郡・國が指名手配をかわしあつて犯人逮捕につとめることもあつたかのようである。しかし大庭脩氏は、この文書が「郡太守・諸侯相に下す」という語をつかつた強制力の強い下達文書であること、實が亡命したのが建昭二年(前三七)八月で、この文書は翌年以降の二月癸酉に發信されているが、二月に癸酉の日があるのは六年後の建始二年(前三二)であり、長期間逮捕できなかった犯人であることから、これは詔書による指名手配(「詔所名捕」)であつたと推測している。⁽⁴⁹⁾なお現在みられる他の指名手配はおおむね「詔所名捕」である。⁽⁵⁰⁾「詔所名捕」によるほかに郡・國が獨自に指名手配をかわしあつたり、直接協力したりして警察權を執行することは少なく、全體として、それは各郡・國みずからの責任においてなされていたといふべきであらう。

それではある郡・國でおこつた反亂の鎮壓に他郡・國が協力することはあつたのであろうか。『後漢書』傳六七李章列傳をみると、後漢の建武年間(後二五〜五五)の琅邪太守李章は、鄰の北海郡安丘縣の大姓夏長思らが反して北海太守處與をとらえたことをきくと

即ち兵千人を發し、馳せ往きて之を撃たんとす。掾史(史)、章を止めて曰く、二千石は行きて界を出づるを得ず。兵は擅に發するを得ず、と。

とある。李章の北海郡への出兵を掾史がとめた法的根據は「二千石行不得出界。兵不得擅發」という二點にあった。このうち「二千石行不得出界」という内容をふくむ令が制定されたのは成帝期のことである(『漢書』卷七九馮野王傳)。しかし「兵不得擅發」という規定は前漢初以前にさかのぼり、これを前提として郡・國に銅虎符があたえられている。かかる法的規制がある以上、郡・國の守・相は他郡・國で反亂がおこっても、皇帝からの出兵命令なしに兵を發して共同で反亂の鎮壓にあたるわけにはいかなかったはずである。現に、武帝天漢二年(前九九)に南陽・楚・齊・燕・趙で反亂がおこったときには、まず御史中丞・丞相長史、ついで繡衣御史が派遣され(『漢書』卷九〇成宣傳)、成帝陽朔三年(前二二)に潁川の鐵官徒申奢聖らが反して九郡をあらし、永始三年(前一四)に山陽の鐵官徒蘇令らが反して一九の郡・國をあらしたさいにもそれぞれ丞相長史・御史中丞が派遣されて鎮壓にあたっており(『漢書』成帝紀)、郡・國が獨自に協力して鎮壓した事實は確認できないのである。

つぎに、郡・國が横の連攜をもつことが少なかったことを、饑饉その他の非常事態における穀物・貨財の支出の形態からみてみよう。平準書に元狩三年(前一二〇)のこととして

山東、水菑を被り、民多く飢乏す。是に於て、天子、使者を遣はし、郡國の倉廩を虚しうして、以て貧民を振はす。とあり、『漢書』元帝紀初元二年(前四七)秋七月の詔に

歲比りに災害あり、民に菜色有りて、心に慘怛す。已に吏に詔して倉廩を虚しうし、府庫を開きて振救せしめ、寒えたる者に衣を賜ふ。

とあるのをはじめとして、被災した郡・國內の倉廩・府庫をひらいた例が多くみえるが、それはすべて皇帝の詔か遣使によつて行なわれており、守・相の自主的裁量で行なわれたものはみあたらない。このように饑饉にさいして自郡・國內の

倉廩・府庫をひらくことができなかった守・相が、自主的裁量で他郡・國の穀物・貨財不足に對して補給できたのであらうか。平準書には元鼎三年のこととして

是の時、山東、河の菑を被り、及び歳の登らざること數年、人或は相食むこと方一二千里なり。天子、之を憐み、詔して曰く、江南は火耕水耨す。飢民をして流りて食に江・淮の間に就くを得、留らんと欲すれば留り處らしむ。使を遣はし、冠蓋、道に相屬りて之を護らしめ、巴・蜀の粟を下して以て之を振はせ、と。

とあり、武帝は詔をもつて巴・蜀の穀物を江南へ轉漕させている。また『漢書』元帝紀初元元年（前四八）九月の條に、「關東の郡國十一、大水ありて饑乏、或は人相食む。旁郡の錢穀を轉じ、以て相救ふ」とあるが、これも元帝の詔による措置であつたことが『漢書』卷七十一于定國傳に引用された元帝の詔から判明する。以上は饑饉の場合であるが、平準書によると元鼎五年（前一二〇）前後、河西地域經營のために

中國、道を繕ひ糧を餽ること、遠きは三千、近きは千餘里。皆給を大農に仰ぐ。

とあり、大農（大司農）主導のもとに河西方面への穀物輸送が行なわれている。また元鼎六年（前一一一）には羌・南越をほろぼして初郡十七をおいたが、賦税を課さなかつたために

南陽・漢中以往の郡、各々地の比するを以て、初郡の吏卒の奉食・幣物・傳車馬・被具を給す。

とある。このさい初郡十七に賦税を課さなかつたのは中央の政策にもとづくから、南陽・漢中以遠の郡が穀物・貨財を給したのは中央の指示によるとみななければならない。かくて、郡・國の守・相には他郡・國の穀物・貨財不足に對する補給を自主的裁量で行なう權限はなく、つねに皇帝ないしは大司農の指示にしたがっていたのであり、この意味でも郡・國の横の連攜はみられなかつたといえる。

なお、右に郡・國の守・相が中央の指示なしには穀物・貨財を支出できなかったとのべたが、それはあくまでも非常の場合のことである。郡・國府の官吏に對する俸祿や事務費といった經常的支出は中央の指示を要しなかつたであらう。經

常的支出でなくとも、すでに宣帝から「一切便宜もて事に従ふ」ことをゆるされていた渤海太守輿遂は倉廩をひらいて貧民に假し、『漢書』卷八九本傳、「壹切三輔の尤異に比す」ことをみとめられていた膠東相張敞は購賞を設けている（『漢書』卷七六本傳）。かくて守・相は、經常的支出や、經常的支出でなくてもしかるべき手續をふんだ支出であれば、隨時、倉廩・府庫をひらくことができたといえる。ただし非常の支出に規制がくわえられ、それが貫徹していたことは、治水灌漑設備の建設をふくむ守・相の政治活動を財政面から拘束したと考えられる。⁽⁵⁴⁾

論をもどして、郡・國が横の連攜をもつことが少なかったことを、ある官に在任する者がたまたま不在の場合の兼任

（行官）の形態からみていこう。⁽⁵⁵⁾ 中央官府では、御史大夫韓安國が行丞相事となり（『漢書』卷五二本傳）、太子少傅・太子太

傅任安が行宗正事に、太僕公孫賀が行御史大夫事になり（『史記』三王世家）、少府便樂成が行大鴻臚事となる（『漢書』卷六八霍光傳）というように、官府をこえていわゆる行官として事務取扱になることが多かった。地方の縣でも、『漢書』王尊

傳をみると、王尊が初元年間（前四八―前四四）に虢縣令から守槐里令に轉じて行美陽令事をかね、『後漢書』傳三公孫述列傳に前漢末のこととして「述、清水長に補さる。……後に（天水）太守、其の能を以て五縣を兼攝せしむ」とあるように、同一郡内の複数の縣令（長）の事務を同時にとることがあった。それでは郡・國でも郡・國をこえた兼任がみられたのであろうか。『漢書』卷六四上吾丘壽王傳によると、武帝は吾丘壽王を東郡都尉に任じて東郡太守をおかず、「四千里

の重きに任ず」とのべているから、吾丘壽王は行東郡太守事になっていたと推測される。そのほか守京輔都尉王尊が行京

兆尹事となり（『漢書』本傳）、南陽都尉翟義が行太守事になり（『漢書』卷八四本傳）、また一九三〇・三一年居延漢簡によると、張掖長史の延（一〇・三二）、酒泉庫令の安國（一〇・二六・三三・一二A）がそれぞれ行太守事になり、張掖肩水城尉

の誼（一〇・二九）、居延城司馬の陟（一四〇・二）が行都尉事になり、肩水倉長の湯が行丞事になり（一〇・三二）、一九七

三・七四年居延漢簡によると張掖肩水司馬の陽が行都尉事に（EJT一・三三）、守郡司馬の宗が行長史事に（EJF一六・一）⁽⁵⁶⁾ になっており、敦煌漢簡には候の畸が行丞事になった事例（四三五）⁽⁵⁷⁾ がある。これらはいずれも郡・國內の屬官に在任

する者が行太守事・行都尉事・行丞事・行長史事になつていたのであつて、郡・國をこえた兼任の事例はみあたらない。かくて兼任という面からみても、郡・國が横の連攜をもつことは少なかったといえよう。

以上、迂遠な考察によつて、當時の郡・國およびその守・相は個別に中央と直結していたのであり、任務を通じて相互に横の連攜をもつことは少なかったことが確認された。守・相は、宣帝期の河南太守嚴延年がかねてからその人となりや輕んじていた鄰の潁川太守黃霸に褒賞の面で後れをとると「心内不服」であつた(『漢書』卷九〇本傳)というように、相互にライバル意識をもやしていたといえよう。⁽⁵⁸⁾ 中央としても、現に軍隊をにぎっている郡・國に横の連攜をもたせることはさけ、むしろ相互にきそわせる方針を堅持したと思われる。宣帝が治績をあげた二千石に賞賜し、公卿に昇進させる姿勢を明確にした(『漢書』卷八九循吏傳序)のはそのあらわれでもあろう。ひるがえつて武帝の財政増收政策をみると、賣爵・賣官・贖罪は郡・國をこえて邊境や京師へ穀物・貨財を納入させ、生産地が偏在する鹽と鐵の專賣も、ある地域の特産品を他地域へもたらし附加價值をつけてうりだす均輸も、地方の産品を京師へ輸送するという一面をもつ平準も、ともに郡・國をこえた運搬・販賣を前提としていた。このように郡・國をこえた有機的關係がなければ成功しない財政増收政策を、右のような體質をもつ郡・國に擔當させられないのは自明の理であらう。

郡・國・縣が財政増收政策の中心的擔當官署として位置づけられなかった背景を、筆者はおおよそ以上のように考えるのであるが、それでは武帝期以降における郡・國およびその守・相の支配權強化は財政増收政策とは何の關係もなかったのであろうか。筆者はかつて郡・國とその守・相の支配權強化の背景を制度面から考察して、上計の制の充實、選舉制度の整備という二點をあげたが、⁽⁵⁹⁾ 政治面では中央が郡・國とその守・相に財政増收政策を一因とする諸矛盾を解消すべく期待していたことをあげたい。すでに財政増收政策採用以前から、豪族の成長のもとに没落する民衆がふえつつあり、これはその後の大きな社會問題となるのであるが、財政増收政策が民衆に在來の稅役のほかに新たな負擔をしいたことは、民衆の没落に拍車をかけたようである。⁽⁶⁰⁾ そのことは、『鹽鐵論』刺復篇第一〇⁽⁶¹⁾で文學が

東郭咸陽・孔僅、鹽鐵を建て、諸利を策す。富者は爵を買ひ官を販^かひ、刑を免れ罪を除かる。公用彌々多くして爲^{おそむ}る者は私^もを徇^{もと}め、上下兼に求む。百姓堪へず、抗弊して法に従ふ。

とのべ、財政増收政策や誅求などのために民衆が疲弊してきたと指摘していることからうかがえる。また財政増收政策は、それ以前に巨大な利益をえていた鹽鐵業者や大商人を國家との對抗的關係におくという側面をもたらしただこともわすれてはならない。郡・國がこうした社會不安の増大の中でおこった盜賊の平定や、財政増收政策に對する違反者の摘發にあたっていたことは前節であつた。また郡・國が没落した民衆の保護育成につとめ、そのことを通じて在來の稅役の確保をはかつていたことは、すでに種々の立場から指摘されている。⁽⁶²⁾これらのことに關聯して、筆者も舊稿で、景帝期以前に中央朝廷が直接擔當していた治水灌漑設備の建設や未開發地の開墾の多くが武帝期以降の守・相に委任されるようになり、かつて縣が行なっていた勸農を武帝期以後守・相も行なうようになり、さらに武帝期以降の守・相は租賦徵收の大綱をきめるといふ形で、縣・鄉の租賦徵收に介入してきたこと⁽⁶³⁾にふれた。以上のべた郡・國とその守・相の職掌が、財政増收政策を一因とする諸矛盾を解消させようとする中央の期待にそふものであり、またその支配權を強化していくことは容易に了解されよう。すなわち筆者は、郡・國とその守・相の支配權強化を財政増收政策との關聯でみれば、財政増收政策の運營自體が支配權強化につながることはなかったが、中央がそれを一因とする諸矛盾の解消を郡・國とその守・相に期待していたことが支配權の強化をもたらしたと考えるのである。

む す び

本稿で明らかにしたことの太要はつぎの通りである。前漢前半期の地方行政にほとんど關與していなかった郡・國およびその守・相は武帝中期以降支配權を強化してくるが、それは、武帝が新稅の創設と増稅、賣爵、賣官、贖罪、貨幣の改鑄、告緡、公田の經營、鹽鐵專賣、均輸・平準、權酤などの財政増收政策をとった時期とほぼ一致しており、一見すると

財政增收政策自體が郡・國とその守・相の支配權強化をもたらしように思える。しかし現實には新設された税、増額された税こそ郡縣體制を通じて徴收されたが、それ以外のものは中央官府とそれに直屬する官署とが直接運営して財政增收にあたっており、郡・國や縣はそこでは補完的役割をはたしていたにすぎず、また前漢時代にかぎっては郡縣公田の存在を確認することはできず、さらに郡・國・縣が地方におかれた中央直屬の官署による財政增收政策の運営に介入することもほとんどなかった。このように郡・國・縣が財政增收政策の中心的擔當官署として位置づけられなかった背景として、第一に武帝期の財政事情が穀物・貨財の能率的な中央への集積を要請していたこと、第二に當時の縣の長吏が國家の政策意圖を理解しえないという前漢初以來の體質を拂拭していなかったこと、第三に郡・國とその守・相は任務を通じて相互に横の連攜をもつことが少ないという體質をもち、郡・國をこえた有機的關係を前提とする財政增收政策に本質的になじまなかったことがあげられる。郡・國が横の連攜をもつことが少ないという體質は、警察權は各郡・國の責任で執行されることになっており、反亂の鎮壓にさいしては郡・國の兵を他郡・國へ勝手に發することができず、全體として複數の郡・國が協力して治安維持につとめるという體制がなかったという事實、郡・國の守・相は經常的支出としかるべき手續をふんだ支出とをのぞく非常の支出については、中央の許可なしに倉廩・府庫をひらくことができず、したがって他郡・國で生じた穀物・貨財の不足を自主的裁量で補給することができなかったという事實、郡・國府の官吏に郡・國をこえた兼任がみられないという事實によって確認できる。中央はこうした郡・國に財政增收政策を一因とする諸矛盾を解消すること、具體的には、増大する社會不安の中で生じた盜賊の平定、財政增收政策に對する違反者の摘發、財政增收政策採用後により顯著となってきた没落民の保護育成、およびそれを通じての在來の税役の確保といった機能をはたすことを期待しており、こうした職掌こそが武帝中期以降における郡・國およびその守・相の支配權強化をもたらし一要因となつたのであつて、財政增收政策の運営自體が支配權強化につながつたとはいえないのである。

註

- (1) 拙稿(A)「前漢郡縣統治制度の展開について(上・下)」(福岡大學人文論叢二三四、一四一—一九八二年)、(B)「前漢時代の郡・國の守・相の支配權の強化について」(東洋史研究四一一二 一九八二年)、(C)「前漢前半期の貨幣制度と郡縣支配體制」(福岡大學人文論叢二六四 一九八五年)、(D)「前漢時代における縣の長吏の任用形態の變遷について」(同右一八一—一九八六年)、(E)「漢時代における郡府・縣廷の屬吏組織と郡・縣關係」(追記參照)參照。
- (2) 影山剛氏「前漢朝の鹽の專賣制」(『中國古代の商工業と專賣制』所收 一九六六年初出)、山田勝芳氏「漢代財政制度に關する一考察」(北海道教育大學紀要〈第一部B〉二二—一九七二年)參照。ただし兩氏とも最近は鹽・鐵の運搬は基本的には均輸によつていたと理解をかえてゐる(後述)。
- (3) 安作璋・熊鐵基氏『秦漢官制史稿』下冊(一九八五年)七四—七五頁、一三九頁參照。詳細は第二節でのべる。
- (4) 吉田虎雄氏『兩漢租稅の研究』(一九四二年、平中孝次氏『中國古代の田制と稅法』(一九六七年)など參照。
- (5) 拙稿註(1)(B)參照。
- (6) 縣が爵の賜與を管掌していたことについては拙稿註(1)(A)參照。
- (7) 拙稿註(1)(C)參照。なお(C)で筆者は三銖錢鑄行を元符四年のこととしたが、最近、山田勝芳氏「前漢武帝代の三銖錢の發行をめぐる」(『古代文化四〇—九 一九八八年』)は建元元年(前一四〇)から同五年(前一三六)までのこととする見解をだした。ここでこの點に論及する餘裕はないが、いずれであつても、本稿の論旨への影響はない。
- (8) 吉田虎雄氏註(4)著書第二節參照。
- (9) 藤田勝久氏「前漢時代の漕運機構」(『史學雜誌九二—一九八三年』)參照。
- (10) 秦簡の簡番號は雲夢睡虎地秦墓編寫組「雲夢睡虎地秦墓」(一九八一年)に、頁數は睡虎地秦墓竹簡整理小組「睡虎地秦墓竹簡」(平裝本 一九七八年)による。
- (11) 重近啓樹氏「秦漢の公田について」(『中國古代の法と社會栗原益男先生古稀記念論集』 一九八八年)參照。
- (12) 古賀登氏「漢長安城と阡陌・縣鄉亭里制度」(一九八〇年)一八五—一八七頁參照。
- (13) 工藤元男氏「秦の內史」(『史學雜誌九〇—三 一九八一年』)など參照。
- (14) 加藤繁氏「漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑」(『支那經濟史考證』上卷所收 一九一八年—一九一九年初出)參照。
- (15) 嚴耕望氏「中國地方行政制度史」上編卷上「秦漢地方行政制度」(一九六一年)九〇頁參照。
- (16) 山田勝芳氏「漢代の公田」(『集刊東洋學二五 一九七一年』)、越智重明氏「漢時代の公田」(『東方學會創立四十周年記念東方學論集』 一九八七年)參照。
- (17) 米田賢次郎氏「秦漢帝國の軍事組織」(『古代史講座』五一九六二年)など參照。

(18) 管理の實態については、影山剛氏『中國古代の商工業と專賣制』所收の註(2)論文、「中國古代の製鐵手工業と專賣制」(一九六〇年初出)、「補論」(一九八四年)と藤井宏氏「漢代鹽鐵專賣の實態」(註) (史學雜誌七九・二・三 一九七〇年)とで意見がわかれる。

(19) 佐藤武敏氏「中國古代の製鹽業」(『中國古代工業史の研究』所收 一九六二年)、山田勝芳氏「均輸平準と桑弘羊」(『東洋史研究』四〇・一三 一九八一年)、影山剛氏「桑弘羊の均輸法試論」(『東洋史研究』四〇・一四 一九八二年) 参照。

(20) 影山剛氏註(2)論文、註(19)論文参照。

(21) 影山剛氏註(2)論文参照。

(22) 大櫛敦弘氏「秦漢國家の陸運組織に關する一考察」(『東洋文化』六八 一九八八年) 参照。なお大櫛氏は一九八八年史學會大會で『徐偃矯制』事件より見た漢代の鐵專賣」を發表した。筆者は事情があつて參加できなかったが、青山學院大學大學院生の明間信行氏を通じて大會プログラムとレジュメを入手できた。それによると、大櫛氏は鐵專賣の運營について「鐵器の輸送や備蓄が郡を單位に行われており、かつ王國も郡と同様に扱われていた」とのべている。氏が縣ではなく郡・國が輸送にあたつたとした考證過程が充分には明らかでない、ここでは右記論文にしたがつた(追記参照)。

(23) 影山剛氏註(18)著書の「補論」参照。

(24) 金井之忠氏「唐の鹽法」(『文化』五・一五 一九三八年)、妹尾達彦氏「唐代後半期における江淮鹽稅機關の立地と機能」(『史學雜誌』九一・一二 一九八二年) など参照。なお右の文獻

については清水楊東氏の教示をえた。

(25) 前漢時代における鹽鐵官の所屬關係の變遷については、山田勝芳氏「前漢武帝代の財政機構改革」(『東北大學東洋史論集』一 一九八四年) 参照。

(26) 山田勝芳氏註(19)論文参照。

(27) 影山剛氏「權酷の制定とその歴史的背景」(『帝國學園紀要』一三 一九八七年) 参照。

(28) 山田勝芳氏註(19)論文参照。

(29) 安作璋・熊鐵基氏註(3)著書七四・七五頁参照。ただし『秦漢官制史稿』上冊(一九八四年)二二二頁では雒陽武庫令が中尉(執金吾)に屬したかどうかかわらないとする。

(30) 嚴耕望氏註(15)著書二〇五頁、陳直氏『漢書新證』(一九七九年)一三三・一三三頁参照。

(31) 嚴耕望氏註(15)著書二〇五頁参照。

(32) 陳直氏註(30)著書一一〇頁参照。

(33) 郡内の屬官在任者が行太守事になることについては次節参照。

(34) 濱口重國氏「兩漢の中央諸軍に就いて」(『秦漢隋唐史の研究』上巻所收 一九三九年初出) 参照。

(35) 大庭脩氏「居延出土の詔書冊」(『秦漢法制史の研究』所收 一九六一年初出) 参照。

(36) 嚴耕望氏『兩漢太守刺史表』(一九四七年)八〇頁は張掖太守福を「蓋昭宣帝時」とする。

(37) 大庭脩氏『木簡學入門』(一九八四年)一五八頁参照。

(38) 安作璋・熊鐵基氏註(3)著書一三九頁参照。

(39) 原文は「苑監宦官」につくるが、『通典』卷二五職官太僕卿の條には「宦」字はない。

(40) 拙稿註(1)(E)参照。

(41) 影山剛氏『漢の武帝』(一九七九年)六四～七〇頁参照。

(42) 拙稿註(1)(B)参照。

(43) 前漢時代の郡・國府、縣廷の組織については拙稿註(1)(E)参照。

(44) 拙稿註(1)(A)参照。

(45) 拙稿註(1)(D)参照。

(46) 影山剛氏註(19)論文参照。

(47) 拙稿註(1)(B)、(E)参照。

(48) 同様な例は『漢書』卷八九黃霸傳にもみえる。

(49) 大庭脩氏『木簡』(一九七九年)一四五～一五四頁参照。

(50) 大庭脩氏註(37)著書二二五～二三四頁に關係漢簡が引用されている。

(51) 『漢書』卷六四上嚴助傳所引の淮南王安の上書、同書昭帝紀始元二年三月・元鳳三年春正月の條、同書宣帝紀本始四年春正月の條、同書成帝紀鴻嘉四年秋の條など参照。

(52) 後漢の事例であるが、『後漢書』傳六六第五訪列傳に(第五訪)遷張掖太守。歲飢、粟石數千。訪乃開倉賑給、以救其敝。吏懼譴、爭欲上言。訪曰、若上須報、是弃民也。太守樂以一身救百姓。遂出穀賦人。順帝蠲書嘉之。由是一郡得全。

とあり、急を要する饑饉救済のための開倉でも、太守はまず皇帝の許可をえる必要があったことがわかる。

(53) 成帝期の琅邪太守朱博は成績をあげた縣吏に「必ず厚賞を加」えている(『漢書』卷八三本傳)。このさい、明記はないものの、上述からして當然事前にしかるべき手続をとっていたと理解すべきである。

(54) 治水灌漑設備の建設には財政的裏付のほかに勞働力面での裏付も必要となる。武帝は「令吏民勉農、盡地利、平繇行水、勿使失時」とのべている(『漢書』卷二九溝洫志)から、その勞働力は徭役によるところが大きかった。藤田勝久氏「漢代における水利事業の展開」(歴史學研究五二一 一九八三年)は「地方勞役の使用については太守などに一任されている」とのべるが、守京兆尹黃霸について「坐發民治馳道、不先以聞」とある(『漢書』本傳)から、徭役の徵發も皇帝の事前の認可を要したのである。

(55) 官吏の兼任については、大庭脩氏「漢の官吏の兼任」(『秦漢法制史の研究』所收 一九五七年初出)参照。

(56) 甘肅省文物考古研究所編『居延新簡釋粹』(一九八八年)一〇〇頁、一〇三頁。

(57) 簡番號は林梅村・李均明氏編『疏勒河流域出土漢簡』(一九八四年)による。

(58) 河南太守嚴延年について「威震旁郡」とある(『漢書』本傳)のは、その威嚴の強さをしめす形容であり、職務上旁郡の太守を從屬させていたことをいうものではあるまい。

(59) 拙稿註(1)(B)参照。

(60) 民衆の没落の背景としてはその他に積極的な外征などの諸條件を考慮しなければならない。

(61) 王利器氏『鹽鐵論校注』(增訂本 一九八三年)による。

(62) 好並隆司氏「西漢元帝期前後における蘄澤・公田と吏治」

『秦漢帝國史研究』所收 一九六四年初出)、山田勝芳氏註

(16)論文、重近啓樹氏「前漢の國家と地方政治」(駿臺史學

四四 一九七八年)など参照。

(63) 拙稿註(1)(A)、(B)、(E)参照。

(補註) 越智重明氏「鹽鐵論争をめぐる」(久留米大學比較文

化研究所紀要五 一九八九年)は、鹽鐵事實開始後、貴人の

家に官僚・商工業者・富農などが利權をもとめてひしめいて

いたとのべている。

〔追記〕 註(1)の拙稿(E)は“The Staffing Structure of Com-

mandery Offices and County Offices and the Relation-

ship between Commanderies and Counties in the Han

Dynasty”と題して ACTA ASIATICA 58 (一九九〇年

三月刊行豫定)に掲載される。

註(22)でふれた大櫛敦弘氏の史學會での發表内容は、最近

「漢代の鐵專賣と鐵器生産」と改題のうえ東方學七八(一九

八八年)に掲載された。あわせて参照されたい。

WUDI'S INCREASED LEVIES POLICIES AND THE COMMANDERIES 郡, STATES 國, AND COUNTIES 縣

KAMIYA Masakazu

At the time when Emperor Wudi 武帝 of the Western Han adopted the Increased Levies Policies, the commanderies and states 郡國 were strengthening their control. At the same time the centre of local government was moving away from the counties 縣 towards the commanderies and states. Considering these facts it seems that because the commanderies and states were in charge of managing the increased levies policies they had strengthened their control. However in reality, most parts of the increased levies policies were controlled by the central government and by government offices under its direct control. Therefore the commanderies and states, and counties played no more than a complementary role in the management of these policies. The reasons why the counties, commanderies and states generally did not occupy government offices in charge of the increased levies policies are three fold. Firstly, the financial circumstances of the Wudi period demanded an efficient centralised storage of cereals, grains and other riches. Secondly, certain attitudes formed in the early Western Han that most of the contemporary chief government officials 長吏 of the counties had, prevented them from fully understanding the intention of the nations policies. Since they could not change their attitudes they would not be able to successfully manage these policies. Thirdly, the commanderies and states in performing their duties had few chances to co-operate with others outside their borders. As they were not familiar with the policies, and the pre-requisites necessary to implement these policies could not be satisfied by the existing relationships within the commanderies and states, they would not be able to successfully manage these policies. The central governments expectation that many contradictions caused by implementing the increased levies policies could be solved by the commanderies and states, was a factor in the strengthening of the power of the commanderies and states.